

6. 感染防止の協力要請について→有識者会議検討事項

6. 2 施設の使用制限等の要請等について

(2) 対象施設について

- 新型インフルエンザ等に関する研究や、公衆衛生学の知見、国民生活や国民経済に与える影響、施設の種類の違いを踏まえ、適切な感染拡大防止対策を実施できるように政令、政府行動計画等を定める必要がある。

(区分 1) これまでの研究により感染リスクが高い施設等

感染拡大に関する研究結果の信憑性が高いと思われる実証的研究がある施設である学校及びそれに類する施設である保育所等については、施設の使用制限を含め最優先で対応することが適当である。

(区分 2) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の使用制限等の措置を講じる目的の一つとして「国民生活及び国民経済の混乱を回避する」ことが特措法第 45 条に明記されており、施設の使用制限等を講じなければ感染が拡大し、国民生活及び国民経済が混乱してしまうと想定される面がある一方で、日常の社会生活を維持する上で、必要な施設がある。例えば、食料品店や公共交通機関等について使用制限した場合、国民の日常生活に支障を生じるおそれがある。

こういった施設については、これらの二面性を考慮すると、どちらかに偏った対策（特措法第 45 条に基づきすべての施設の使用制限等を行う又は対策を全く講じない）を講じることは適当でない。

このため、こういった施設については、特措法第 45 条に基づく施設の使用制限等の措置ではなく、特措法第 24 条第 9 項の一般的な任意の協力要請（注¹）といった対策を講じること適当である。

(区分 3) それ以外の施設

区分 1・2 に該当しない、興行施設等の施設については公衆衛生学の基本的知見から最悪の状況も想定し、幅広く特措法第 45 条の政令で定める対象とすることが考えられる。

¹ 特措法第 45 条に基づく要請は、個別対象施設が公表されるとともに、要請に従わなかった場合は、指示に至る措置である。一方で、特措法第 24 条に基づく要請は、一般的な要請であり個別対象施設は公表されず、指示に至る措置でもない。

ただし、区分3の施設については、以下の点に留意する必要がある。

(イ) 区分3の施設についても、柔軟に対応する観点からは、区分1施設(学校等)と異なり実証研究がないこと、対象施設カテゴリー・対象施設数が多く存在することから、最初から特措法第45条の要請を行うのではなく、まず特措法第24条第9項の一般的な要請を行った上で、対応することが考えられる。

(ロ) 区分3の施設については、特措法第45条の対象とすることが考えられるが、特措法第45条においては対象施設について「多数の者が利用する施設」と規定していることに鑑み、政令においては、国民生活に与える影響及び中小施設の被る経済的影響を考慮して、行政上の基準として「1,000㎡超」の施設を対象とすることが適当であると考えられる。

ただし、1,000㎡以下の施設についても、感染拡大防止の目的が達成できない差し迫った状況が認められる場合には、厚生労働大臣が特に定めた施設のカテゴリーは、例外的に学校等(区分1の施設)と同様に、規模に関係なく特措法第45条の対象とする柔軟な対応ができる規定を政令に置くことが必要である。なお、厚生労働大臣が対象施設を定める際は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴くことが適当である。

(ハ) 区分3の施設として特措法第45条の対象として政令で規定した施設については、接触密度や発生した新型インフルエンザ等の特性なども踏まえ、基本的対処方針において施設の使用制限以外の措置も含めて対策を講じていくことも検討する必要がある。例えば、博物館など、入場制限を行うことにより人と人との接触を避けることができる施設については、施設の利用実態も踏まえ、特措法第45条第2項の政令で定める使用制限以外の柔軟な対応(入場制限等)による対応も考えられる。

○ 感染防止を進める上では、上記の施設への対策のみでなく、さらに、住民に対する手洗い、咳エチケットの徹底などのガイドラインの提示や、事業所に対する業務の重点化などのガイドラインの提示、発生した新型インフルエンザ等の特性も含めた適切な情報提供等の措置も講ずることが必要である。

○ 具体的な区分1～3に該当する施設は、以下のものが考えられる。

(区分1)(政令で規定。特措法第45条に基づき最優先で対応)

- ・ 学校(大学等を除く)
- ・ 保育所、通所施設その他これらに類するもの

(区分2)(政令では規定せず、政府行動計画に記載し、発生時において、特

措法第 24 条第 9 項に基づく任意の協力要請等を行う。)

- ・ 病院又は診療所
- ・ 卸売市場、食料品売場
- ・ 飲食店、料理店
- ・ ホテル又は旅館
- ・ 共同住宅、寄宿舍又は下宿
- ・ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- ・ 工場
- ・ 銀行
- ・ 事務所
- ・ 保健所、税務署その他不特定多数のものが利用する官公署
- ・ 公衆浴場
- ・ 政令で定める施設であって、1,000 m²以下の施設

(区分 3) (政令で規定。特措法第 45 条に基づく措置について、運用上柔軟な対応が必要 (原則として 1,000 m²超の施設が対象))

- ・ 大学等、自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室、その他これらに類するもの
- ・ 体育館・ボーリング場・スケート場・水泳場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ・ 集会場又は公会堂 (ホテル等の宴会場を含む。)
- ・ 展示場
- ・ 博物館、動物園、水族館、美術館又は図書館
- ・ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (卸売市場、食品、医薬品、医療機器、燃料等の売場を除く。)
- ・ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- ・ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの (飲食店、料理店を除く。)

○ 柔軟な対応として、特措法第 45 条第 2 項において施設の使用制限・停止、催物の開催制限・停止のほか「その他政令で定める措置」を要請することができることとされている措置は、以下の措置を政令で定めることが考えられ【政令事項】、接触密度や発生した新型インフルエンザ等の特性なども踏まえ、基本的対処方針において講ずべき措置を示すことが求められる。

- ・ 入場制限など施設利用者が互いに接触・接近しないようにするために必

要な措置の実施

- ・ 発熱などの症状がある人の入場禁止
- ・ 消毒液や手洗いの場所の設置による手指消毒の徹底
- ・ 咳エチケットの徹底
- ・ 施設等利用者が発熱などの感染が疑われる症状を示した場合、消毒・清掃等の必要な感染予防策を講じることができる体制構築
- ・ その他必要な措置として告示に定めるもの

(興行場等(区分3の施設)に対する要請・指示・公表の流れについて)

- 区分3の施設(興行場等)については、第1段階として、特措法第24条第9項による協力の要請を、施設のカテゴリーごとにすべての規模を対象に(A県B地区の映画館等)行う。要請の具体的な内容としては、以下が想定される。
 - ・ 入場制限、消毒薬の設置、咳エチケットの徹底等
 - ・ 場合によっては施設の一時的休業
- ※ 要請に応じていただけない場合、特措法第45条の要請・公表を行うことがあるということを併せて周知する。
- 第2段階として、第24条第9項による協力の要請に応じていただかず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(1,000㎡超の施設)に対してのみ限定的に特措法第45条による要請を個別に行う(A県B地区のα映画館、β百貨店)。

なお、対象外となる1,000㎡以下の施設については、特措法第24条第9項による任意の協力要請により対応し、特に必要がある場合には、規模に関係なく特措法第45条の対象とする。